

送付



「公的年金の源泉徴収票」を送付します

厚生年金や国民年金など、老齢（退職）を支給事由とする老齢年金を受けている人に、
1月下旬ごろ 送付されます

源泉徴収票は、確定申告する場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税のため、受給者に対する源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ先

●幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

●ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

050 から始まる電話の場合 ☎ 03 (6700) 1165

送付



「社会保険料控除用納付額証明書・

納付額確認書」を送付します

令和 7 年中に支払った 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除として所得から控除できます

次の納付額確認書などを送付しますので、申告時に利用してください。

【国民健康保険税納付額証明書・後期高齢者医療保険料納付額確認書・介護保険料納付額確認書】

○市から 1 月 27 日に発送予定です。

○国民健康保険税納付額証明書はハガキで送付します。

※収納の反映が遅れた人は、封筒での送付となる場合があります。

○納付額証明書・納付額確認書がなくても支払い額を領収証書などで確認して、申告することができます。

【国民年金保険料控除証明書】

○日本年金機構から 2 月上旬に送付されます。（令和 7 年 10 月 1 日～12 月 31 日に納付した人）

※令和 7 年 1 月 1 日～9 月 30 日の間に納付した人は、11 月上旬に送付しています。

○年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

●国民健康保険税 納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4083

●後期高齢者医療保険料 国保年金課 ☎ (93) 4085

●介護保険料 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

●国民年金保険料 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004

送付



「令和 7 年度の医療費通知」を送付します

医療費控除を受ける場合、医療費通知を添付することで、医療費控除の明細書を簡略化でき、医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要となります

■令和 7 年度の医療費通知発送月（診療年月）

①令和 7 年 9 月上旬に発送済み（令和 7 年 1 月～6 月分）

②2 月中旬発送（令和 7 年 7 月～11 月分）

③3 月中旬発送（令和 7 年 12 月）

※富里市国民健康保険加入者が医療機関などを受診した場合に、市から送付します。

そのほかの医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

注意事項

○申告の時期に間に合わない診療月分については、医療機関などが発行する領収書を使用してください。

○医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから 5 年間、領収書の保存が必要です。

○医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。